

2024年度鳥取大学みらい基金（国際交流支援事業）
派遣学生支援事業【交換留学】募集要項

1. 申請資格

- ・本学正規課程に在籍している者（私費留学生及び申請時において休学中の者を除く）
- ・大学間の交換留学制度（※1）に基づき、3ヶ月～1年間留学する意思のある者
- ・2024年4月1日～2025年3月31日の間に出発する者
- ・海外留学に関する他の奨学金等を受給していない者
- ・「海外安全マネジメント」の修得者、または留学出発前に修得を確約できる者
- ・交換留学中、または留学後において、国際交流に関する事業・行事に積極的に参加できる者

2 支給額

1セメスター※あたり75,000円/人

- ※ 1セメスター：1年を2つの学期に分けたうちの1学期（前期・後期/春学期・秋学期/夏学期・冬学期 等と呼称されるもの）
なお、1セメスターは最低3ヶ月以上あることを要件とする。

3. 支給人数

5～10人程度

4. 申請期限

2024年7月24日（水）17:00

5. 提出書類

- ・「鳥取大学みらい基金派遣学生支援事業（交換留学）申請書」
- ・2023年度後期までの成績が分かる成績証明書

6. 申請方法

申請者（交換留学を希望する学生）が「鳥取大学みらい基金派遣学生支援事業（交換留学）申請書」に記入し、成績証明書を添付して、学生部国際交流課学生交流係に提出すること。

7. 選考方法及び決定

申請者全員に対して面接を実施する。
GPA及び申請書類、面接を点数化し、受給者を決定する。

8. その他

- ・同一学生の同一大学への留学は1回限りの支給とする。
- ・交換留学にあたり、所属学部での手続き及び留学を希望する大学への留学申請手続きは別途必要であるため、詳細は、所属学部教務係、国際交流課学生交流係、各協定校の担当教員に相談すること。
- ・留学願提出前の申請も可能だが、本学から留学許可を得られなかった場合又は当初予定より留学期間が短縮となった場合は、支給決定の取消し又は支給金の返還を求めることがある。

9. 問合せ及び書類提出先

学生部国際交流課 学生交流係
T e l : 0857-31-5056
E m a i l : kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

※1 交換留学制度とは

交換留学制度とは、本学と学術交流協定及び学生交流に関する覚書を締結している海外の大学（協定校）との間で学生を相互派遣・受入する制度である。派遣先大学が指定する入学資格を満たし、本学に授業料を通常通り納めた者は、派遣先の検定料・入学料及び授業料を納めなくても、3ヶ月～1年間留学することができる。

派遣先で取得した単位は、本学における授業科目として認められる場合がある。

協定校一覧： <https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/exchange-school>